



令和6年度採用 茂原市職員募集要項



1. 試験区分・採用予定人員及び受験資格

試験区分		採用予定人員	受験資格
一般事務職	上級	8名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または令和6年3月までに卒業する見込みの方
	初級	若干名	平成5年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方（上級試験の受験資格を有する者を除く）
土木技術職	一般	3名程度	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方で「土木」の専門課程を修了した方又は令和6年3月までに修了見込みの方
	社会人専門職経験者		昭和38年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、「土木に係る民間企業等での職務経験」がある方（※）
建築技術職	一般	2名程度	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方で「建築」の専門課程を修了した方又は令和6年3月までに修了見込みの方
	社会人専門職経験者		昭和38年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、「建築に係る民間企業等での職務経験」がある方（※）
機械技術職	一般	若干名	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方で「機械」の専門課程を修了した方又は令和6年3月までに修了見込みの方
	社会人専門職経験者		昭和38年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、「機械に係る民間企業等での職務経験」がある方（※）
電気技術職	一般	若干名	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた方で「電気」の専門課程を修了した方又は令和6年3月までに修了見込みの方
	社会人専門職経験者		昭和38年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、「電気に係る民間企業等での職務経験」がある方（※）
歯科衛生士		若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、歯科衛生士の資格を有する方または令和6年3月末までに歯科衛生士の資格取得見込みの方
介護支援専門員		若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員の資格を有する方または令和6年3月末までに主任介護支援専門員の資格取得見込みの方
社会福祉士		若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和6年3月末までに社会福祉士の資格取得見込みの方
保育士・幼稚園教諭		若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方または令和6年3月末までに保育士及び幼稚園教諭の資格取得見込みの方

◆採用予定人員は、今後の退職者等の状況により変更になる場合があります。

◆受験申込みは、1人一つの試験区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。

◆資格が必要な試験区分については、令和6年3月末までに資格が取得できない場合は、採用できません。

なお、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「土木・建築・機械・電気に係る民間企業等での職務経験」とは、民間企業、自営業、公務員等における土木・建築・機械・電気工事などの**職務経験（計画、設計、施工管理等）**を言います。

・直近10年間とは、平成25年8月1日から令和5年7月31日のことです。

- ・職務経験期間は正社員、正規職員であった期間に限ります。派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトの期間は含めません。また1年間以上継続した職務経験が複数ある場合、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ・最終合格発表後に職務経験期間が確認できる職歴証明書等を提出していただきます。5年間以上の職務経験期間が書類上確認できない場合は採用されません。

2. 受験手続

「試験申込書」及び「受験票」に必要事項を全て記入し、茂原市役所職員課へ郵送してください。

- ・記入にあたっては黒インクでペン書きとし、文字は楷書、数字は算用数字を使用してください。消せるインクのボールペンの使用は不可とします。
- ・記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。
- ・※印の欄は、記入しないでください。
- ・郵送に際しては、下記の点にご注意ください。
 - (1) 必ず簡易書留にて送付してください。
 - (2) 返信用として定形封筒に住所・氏名を記入の上、244円分の切手（特定記録郵便使用）を貼り、同封してください。全受験者へ、「受験票」を返送します。
 - (3) 必ず昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。
 - (4) 8月4日（金）当日消印有効とします。
 - (5) 「試験申込書」及び「受験票」を提出していただき、受理となりますのでご注意ください。
 - (6) 会場予約に必要となるパスワードは、受理後、「試験申込書」にご記入いただいたメールアドレスに送付します。メールアドレスの間違いにご注意ください。
なお、8月15日を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。

3. 応募受付

受付期間：令和5年7月18日（火）から令和5年8月4日（金）まで（当日消印有効）

4. 試験日程・会場

試験区分	職 種	日 程	会 場
第1次試験	全 職 種	令和5年9月11日（月）～ 令和5年9月18日（月・祝）の いずれか1日	各都道府県の テストセンター（※）
第2次試験	全 職 種	令和5年10月5日（木）～ 令和5年10月8日（日）で 市が指定するいずれか1日 詳細は、第1次試験合格者に通知	茂原市役所 （茂原市道表1番地）
第3次試験	全 職 種	令和5年11月11日（土）または 令和5年11月12日（日）で 市が指定するいずれか1日 詳細は、第2次試験合格者に通知	茂原市役所 （茂原市道表1番地）

（※）提携の外部試験会場（テストセンター会場）において、希望する会場・日程で受験できます。

5. 試験の方法

試験区分	試験科目	試験内容
第1次試験	基礎能力検査(※)	「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」 「基礎英語」「人文・社会、自然に関する一般知識」
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査
第2次試験	個別面接試験	主として、人柄・性向等についての個別面接による試験
第3次試験	個別面接試験	主として、人柄・性向等についての個別面接による試験

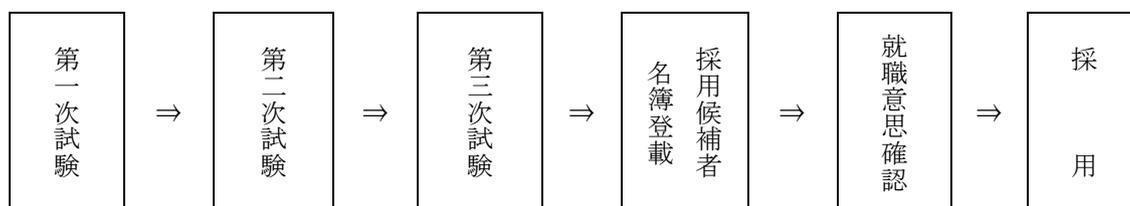
(※) 社会人専門職経験者は、「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」の3科目となります。

6. 結果通知

- (1) 試験の結果は、茂原市公式ウェブサイトで公表（合格者の受験番号のみ）します。
- (2) 第1次試験の合格者へは、第2次試験の実施通知を送付します。
- (3) 第2次試験の合格者へは、第3次試験の実施通知を送付します。
- (4) 第3次試験の合格者へは、就職意思確認等の通知を送付します。

7. 試験から採用まで

- (1) 採用は、令和6年4月1日の予定です。
なお、既卒者については、令和6年4月1日前（令和5年度中）に採用となる場合もあります。
- (2) 試験から採用までの過程は、次のとおりです。



8. 試験申込書について

- (1) 「試験申込書」及び「受験票」は、茂原市公式ウェブサイト (<http://www.city.mobara.chiba.jp>) 中の「令和6年度採用 茂原市職員採用試験（令和5年度実施）について」のページより、ダウンロードできます。
A4縦・白色用紙で両面印刷してください。
- (2) 試験申込書等の郵送配付を希望する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と**朱書き**し、94円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形23.5×12.0）を同封のうえ請求してください。



9. 給与、勤務時間、休暇

(1) 給与

初任給は、学歴及び職歴に応じて決定されます。

月額はおおよそ以下のとおりです。

①一般（社会人専門職経験者以外）

学 歴	初任給（地域手当含む）
大学新卒	20万3千円程度
短大新卒	18万2千円程度
高校新卒	16万8千円程度

②社会人専門職経験者

学 歴	職務経験	初任給（地域手当含む）
大学卒	5年	23万9千円程度
	10年	26万6千円程度
	15年	29万7千円程度
	20年	32万8千円程度
短大卒	5年	22万1千円程度
	10年	25万1千円程度
	15年	26万9千円程度
	20年	30万8千円程度
高校卒	5年	20万3千円程度
	10年	22万5千円程度
	15年	25万4千円程度
	20年	27万8千円程度

※上記の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が状況に応じて支給されます。また、期末勤勉手当（いわゆるボーナス6月、12月支給）は1年間で月給の4.4か月分（令和4年度実績）支給されます。

(2) 勤務時間、休暇

- ・勤務時間 月曜日から金曜日（職種により土日休日の振り替え勤務あり）
8時30分から17時15分（12時00分から13時00分は休憩時間）
ただし、勤務場所などによって異なります。
- ・休 暇 年次有給休暇 1年毎に20日、最大20日翌年度繰り越し可
特別休暇 夏期休暇7日（R4年度実績）、忌引（1～10日）、産前産後休暇など
その他に、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。



茂原市役所 総務部 職員課

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1518 (直通)

F A X 0475-20-1602

E-mail syokuin@city.mobara.chiba.jp